

# 愛顔つなぐえひめ国体伊予市輸送業務実施要項

(平成28年3月25日 第2回交通警備専門委員会)

## 1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市輸送交通基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体（以下「大会」という。）における輸送業務について必要な事項を定める。

## 2 実施方法

愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、輸送業務の実施にあたって、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、所轄警察署及び関係機関・団体等と緊密な連携を図り、安全かつ円滑な輸送業務を実施する。

## 3 輸送業務の内容

### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

- ア 選手、監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

### (2) 輸送業務の実施期間

輸送業務を行う期間は、原則として練習日を含む大会期間中とする。

### (3) 輸送業務の範囲等

- ア 輸送対象者は、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合、又は競技の実施に支障があると実行委員会が認める場合は、計画輸送を行う。
- イ 一般観覧者を除く輸送対象者（以下「大会参加者」という。）の輸送業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他大会関連諸行事の会場等の相互間とする。ただし、大会参加者の到着時における宿舎までの計画輸送は、実行委員会が必要と認める場合を除き、行わないものとする。
- ウ 一般観覧者の輸送業務の範囲は、実行委員会が指定した乗降駅、遠隔地にある指定駐車場及び競技会場の相互間とする。

### (4) 輸送計画等の策定

実行委員会は、関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画等を策定する。

### (5) 指定集合地の設定

実行委員会は、輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議のうえ、指定集合地を指定する。

(6) 輸送経路の設定

実行委員会は、参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関・団体等との協議のうえ、輸送経路を設定する。

(7) 共催競技の輸送

同一競技が2市町以上の会場地で行われる共催競技における輸送は、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて実施する。

4 輸送力の確保

(1) 車両の確保

実行委員会は、計画輸送のため、借上げによるバス・タクシー等の必要台数を確保する。

(2) 予備車の確保

実行委員会は、大会期間中、若干の予備車を保有して緊急時に備える。

5 その他

この要項に定めるもののほか、輸送業務に関して必要な事項は、関係機関・団体等と協議の上、別に定める。また、競技別リハーサル大会については、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じてこの要項を準用するものとする。

附 則

この要項は、平成28年3月25日から施行する。